

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成26年1月29日	2,077,635円	東京都港区海岸 一丁目14番22号 日通商事株式会 社東京支店 常務執行役員 支店長 大岡 澄夫	動画広告付番号案内 表示機を中央本町区 民事務所に導入する に当たり、相手方と 既に締結していた番 号案内表示機リース 契約を中途解約する 必要が生じ、合意解 除に応じた相手方に 残リース期間のリー ス料相当額の損害を 生じさせた。